

インフルエンザの警報解除について

令和6年第14週（4月1日から7日まで）における本県の1医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数（※）が国の定める終息基準値を下回ったことから、インフルエンザの警報を解除します。

なお、一部の地域においては依然として多くの患者数が報告されていることから、県民の皆様には、引き続き手洗いを始めとした基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

1 患者発生状況

管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数		管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数	
	直近（14週） （4/1～7）	前週（13週） （3/25～31）		直近（14週） （4/1～7）	前週（13週） （3/25～31）
前橋市	5.69	15.54	吾妻	4.00	1.67
高崎市	8.57	20.71	利根沼田	7.00	10.33
伊勢崎	10.70	31.00	館林	5.00	15.88
渋川	7.00	20.17	桐生	8.63	22.88
藤岡	8.67	32.00	太田	9.50	19.90
富岡	19.67	29.67	安中	16.33	24.00
県全体	8.50	20.54			

【基準値】

- 流行開始の日安：1.00人以上
- 注意報発令：10.00人以上
- 警報発令：30.00人以上

注意報・警報発令後、10.00未満になった場合、注意報又は警報を解除する。

2 過去の発令状況

R5/R6 シーズン 注意報 10月24日 警報 11月28日 解除 4月9日

R2/R3 シーズン～R4/R5 シーズン 発令なし

H31(R元)/R2 シーズン 注意報 12月24日 解除 2月26日

H30/H31 シーズン 注意報 1月8日 警報 1月16日 解除 2月26日

（※）発生動向を把握するために、県内84医療機関（定点医療機関）から1週間分の患者数の報告を受けて、1定点当たりの患者報告数をもって流行状況を把握する目安としている。

警報発令・解除の判断は、県全体の数値をもって行うこととしている。

～県民の皆様へ～

- （1）インフルエンザを予防するために
 - ・新型コロナウイルス感染症対策と同様、その場に応じたマスクの着用や手洗いなどの基本的な感染対策を心がけましょう。
- （2）インフルエンザにかかったら
 - ・咳や発熱などの症状のある方は医療機関に電話をしてから受診するようにしてください。
 - ・咳などの症状があるときは、他の人にうつさないためにマスクの着用などの咳エチケットを守りましょう。